

手軽で効率的な年金記録の確認のあり方について

ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会報告書

平成 23 年 11 月

ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会

－ 目 次 －

はじめに	1
1. 年金記録の確認方法等に関する検討の必要性等	3
2. 「ねんきん定期便」について	6
3. 「ねんきんネット」について	11
4. 「年金通帳」について	14
おわりに	17
参集者名簿	18
開催要綱	19

(参考資料)

別添 1 関係者ヒアリング及び公聴会における意見

別添 2 年金記録の確認方法に関する「アンケート調査」の結果

はじめに

- 現在、年金加入者が自身の年金記録を確認できるよう、行政側が提供しているサービスとしては、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」と、自宅等のパソコンからいつでも年金記録を確認できる「ねんきんネット」の2つがある。
- 平成21年4月から送付が開始された「ねんきん定期便」については、現在3年目（3回目のお知らせ）に入ったところであるが、厳しい財政状況を受け郵送料等多額の費用がかかる現行事業の効率化を求める声や、記載された文書が難しく理解できない、情報量が多く読む気にならないなど様々な指摘が出されている。
また、本年2月28日には、日本年金機構において、インターネットを活用した「ねんきんネット」事業を開始したところであり、これにより、年金記録を確認したい時には、いつでも「ねんきんネット」にアクセスし、最新の記録を確認できる仕組みが整備されたが、その普及は緒に就いたばかりである。
- さらに、年金記録の確認方法等に関しては、預金通帳と同じような「年金通帳」を加入者に配布し、その年金通帳に保険料の納付状況等を記帳していくという仕組みも提案されている。この「年金通帳」については、加入者自身による記録確認という点で、既存の「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」と同様の機能を有することから、この「年金通帳」のあり方については、これら既存の事業の課題に関する検討と併せて検討することが適切である。
- こうした状況も踏まえ、年金記録問題の再発防止及び加入者サービスの向上に向け、国民自身がいつでも手軽に年金記録の確認ができる効率的な記録確認のあり方について、国民の声を踏まえて検討するため、本年8月に、厚生労働大臣により本検討会が設置されたものである。
- 本検討会は、広く「国民の声」を踏まえて検討することが求められたことから、①社会保険労務士、年金委員等の年金関係者、郵便局及び金融機関の関係者を対象とした「ヒアリング」（別添1参照）、②一般の国民の方々を対象にした「公聴会」（別添1参照）、③年金記録の確認方法についての「アンケート調査」（別添2参照）を実施し、これらの結果を踏まえて検討を行ったところである。

（これまでの審議経過）

- | | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 第1回 | 8月9日 | 事業の現状と議論すべき課題についての審議 |
| 第2回 | 9月26日 | 関係者ヒアリングの実施 |
| 第3回 | 10月15日 | 公聴会の実施 |
| 第4回 | 11月16日 | アンケートの調査結果やこれまでの議論の整理についての審議 |
| 第5回 | 11月29日 | 報告書（案）についての審議 |

- 今般、これまでの審議・検討の結果を、「報告書」として取りまとめたので、ここに報告する。

1. 年金記録の確認方法等に関する検討の必要性等

(1) 行政による年金記録の提供サービスの経緯

- 行政による年金記録の提供サービスについては、平成 16 年 3 月の「58 歳通知」がはじまりであり、以後、以下のとおり、35 歳通知、ねんきん特別便、ねんきん定期便の送付が行われてきたほか、本年 2 月には、ねんきんネットのサービスが開始されるなど、その充実が図られている。

平成 16 年 3 月 年金受給が近づいた 58 歳到達者に対して、事前に年金記録を送付することで年金の手続きに要する期間を短縮することを目的として、58 歳通知の送付を開始。

平成 16 年 6 月 平成 16 年改正法において、平成 20 年 4 月から「厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令に定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知する」こととされた。(ねんきん定期便)

平成 18 年 3 月 国民サービスの向上や相談窓口の混雑緩和を図るため、インターネットを活用した年金個人情報提供サービスを開始。(年金個人情報提供システム)

平成 19 年 3 月 「ねんきん定期便」の前倒しとして、老齢基礎年金の受給に必要な 25 年の保険料納付期間を確保することができる 35 歳到達者に対して年金加入記録の送付を開始。(35 歳通知)

平成 19 年 12 月 年金記録問題への対応として「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し「ねんきん特別便」を送付し、平成 20 年 4 月からは、その他すべての受給者や加入者全員に対しても「ねんきん特別便」を送付。

平成 21 年 4 月 すべての加入者に対し毎年誕生月に「ねんきん定期便」の送付を開始。

平成 23 年 2 月 年金記録問題の再発を防止するため、受給者や加入者の方々がいつでもご自身の年金記録を確認できる環境として、「ねんきんネット」サービスを開始。

平成 23 年 10 月 「ねんきんネット」に、ご自身で「年金見込額試算」が行える機能など新たなサービスを追加。

(2) 検討の必要性

- 以上のとおり、旧社会保険庁や日本年金機構では、これまで各種の年金記録提供サービスを実施してきたところであるが、これらを年金記録の確認方法という観点から整理すると、
 - ① 行政が主体となって加入者等に記録確認を求める方法（ねんきん定期便等）
 - ② 国民が自らの意思でアクセスし、いつでもどこでも手軽に記録確認できる方法（ねんきんネット）の 2 つに整理することができる。

- 行政が主体となって加入者等に記録確認を求める方法に関しては、ねんきん特別便の送付後、平成 21 年度からすべての加入者に「ねんきん定期便」の送付を開始し、平成 23 年度で 3 年目となっている。国の紙台帳とコンピューター記録の突合せ、厚生年金基金記録との突合せ等も本格化し、国による年金記録問題への対応が年々進んでいく中で、「ねんきん定期便」の必要性、内容、送付頻度のあり方等について、国民の声を踏まえた検討が必要と考える。

(検討課題)

- ・ ねんきん定期便について、加入者に確実に見ていただくための方策、内容をわかりやすくする方策
 - ・ 郵送している紙の「ねんきん定期便」の送付頻度
 - ・ 電子版「ねんきん定期便」への移行促進策
-
- また、国民が自らの意思でアクセスし、いつでもどこでも手軽に記録確認できる方法に関しては、平成 23 年 2 月より、「ねんきんネット」がスタートし、加入者等の方々が、紙のねんきん定期便のような紛失のおそれがなくいつでも最新の年金記録を確認できるような環境が整ってきている。

「ねんきんネット」については、日本年金機構において、今後様々な情報・機能を付与し、内容の充実が図られていく見込みであるが、一方で、普及が必ずしも進んでおらず、また、前述のとおり年金通帳の提案もあること等を踏まえ、「ねんきんネット」を含め、いつでもどこでも手軽に記録確認できる方策のあり方についても、国民の声を踏まえた検討が必要と考える。

(検討課題)

- ・ ねんきんネットの利用促進策
- ・ インターネットを利用できない方のための方策

- ・ 金融機関窓口での「ねんきんネット」の記録交付サービスのあり方
- ・ 「年金通帳」のあり方

○ なお、上記課題を検討していくに当たっては、できる限り低コストで効率的なサービスとなるよう配慮していく必要があるほか、関係者ヒアリング、公聴会、アンケート結果等を受け、できる限り多くの国民の合意・理解が得られるような対応を行っていくことが適切であると考えます。

2. 「ねんきん定期便」について

(1) 基本的方向

○ アンケート結果によれば、「ねんきん定期便を必ず見ている」という方が75%、「当分の間は、電子版の「ねんきん定期便」を希望する者にも、郵便での送付を続けるべきである（内容は同じであっても、両方送る方がよい）」という方が半数を超えていること、さらには、今後の年金行政と国民との関係については、「可能な限り、行政において記録の確認・保管などを行い、加入者に負担をかけない仕組みにするべきである」という方が64%にのぼる状況である。

また、関係者ヒアリング等でも、「ねんきん定期便」の充実を求める意見が出されており、後述のとおり今後「ねんきんネット」等を一層充実していく中で、引き続き「ねんきん定期便」を一定期間ごと又は一定年齢時に送付し、行政が主体となって加入者の方々に対し年金記録の確認を求めていくことが重要である。

(2) 加入者に確実に見ていただくための方策、内容をわかりやすくする方策

① 関係者ヒアリング、公聴会での意見及びアンケート結果

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 通常、年金相談は人生を語るところから始まるので、ねんきん定期便があると簡潔に済む。相談を受ける立場としてはありがたい。(社会保険労務士)
- ・ 「ねんきん定期便」は情報量が多く、若い人にとっては読む気がわからない。年代別に通知内容を分け、若い人には一枚紙に加入期間と見込額程度でよいのではないか。(年金委員)

〈公聴会での意見〉

- ・ これまでの「ねんきん定期便」は見づらくて見る気がしないが、葉書は見やすく、知りたいことが一目でわかる。

〈アンケート結果〉

- ・ 全体の75%の方が「ねんきん定期便」を必ず見ており、そのうち11%の方が内容に不満を感じていると回答している。

② 具体策

○ 現在の「ねんきん定期便」は、送付する文書の枚数および記載された情報量が多い（節目年齢10～20枚、節目年齢以外7枚）ため、確認してほしいポイントがぼやけ、わかりにくいものになっているとの指摘がある。このため、現在の封書形式を、開いた際にご本人に確認してほしい事項（保険料の納付状況や標準報酬月額、年金加入期間、年金見込額等）が目に入りやすく、わかりやすい「圧着葉書」形式に変更することは、一定の効果を生むと期待できる。

※ ねんきん定期便（節目年齢以外）については、平成 24 年度から圧着葉書形式に変更する予定となっている。

- 葉書化について周知するとともに、必ず記録を見ていただけるよう、宛名面の工夫を行うとともに、紙面が限られ、記載する内容を厳選しなければならないことから、日本年金機構のホームページやコールセンター等を充実強化することで補い、国民が求める情報が適切に伝わるようにしていくべきである。

（3）郵送している紙の「ねんきん定期便」の送付頻度

① 関係者ヒアリング、公聴会での意見

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 同じ会社に継続して勤務している人は3年に一度くらいの発行とし、資格喪失や大幅な報酬月額の変更のあった人には随時発行すればよいのではないか。（年金委員）
- ・ 年金事務所が算定基礎届の受付時の確認チェックをきちんと行い、会社が従業員に標準報酬を伝えることを徹底できれば5年に一度程度でよい。（年金委員）
- ・ 毎年よりも2、3年に一度、全加入期間の記録を送った方がよい。（社会保険労務士）

〈公聴会での意見〉

- ・ 毎年送られてきてもあまり見ないので、例えば5年に一度として節目年齢の方と同じようなものを送ることでよいのではないか。
- ・ 「ねんきん定期便」が届くことで、年金に対する関心を促す効果があるので、毎年送られることに意味がある。
- ・ 年に一度は賃金が変わることが多いし、標準報酬を覚えているうちにチェックすることが大事であり毎年がベストである。

② 具体策

- 年金記録を確認する方法については、現在郵送している紙の「ねんきん定期便」から、いつでもどこでも確認できるなど利便性が高く、コスト面で優れ、紛失のおそれもない電子版の「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」の利用が進むよう取り組むべきである。
- 紙の「ねんきん定期便」の送付頻度については、当面、毎年送付としつつ、今後の年金記録問題への対応状況、「ねんきんネット」の普及状況等も見ながら、厚生労働省及び日本年金機構において、引き続き必要な検討がなされ

るべきである。

※ 送付頻度については、本検討会において、次のような選択肢について議論を行った。

(ア) 年金記録を確認したい時は、いつでも自分で確認できる「ねんきんネット」があるので、郵送等にかかる多額のコストを考慮し、節目年齢時（35歳、45歳、58歳）のみの送付とする。

(イ) 転職等がない場合には毎年送付する必要性が乏しいので、転職や1、3号への種別変更、大幅な給与変動などが届けられた場合にのみ送付する。

(ウ) ご自身で記録や書類等を保存する手間と、「ねんきんネット」によりいつでも自分の年金記録は確認できることを考慮し、5年に一度程度の送付とする。（5年ごとに財政検証が行われる）

(エ) 毎年送付しても、毎年同じような記録が届く場合が多いので、2～3年に一度の送付とする。

(オ) 年金制度に対する国民の理解の増進と信頼の向上、厚生年金・国民年金の適正な適用・徴収の推進、年金記録の確認機会の提供など、「ねんきん定期便」の役割を考慮し、毎年送付する。

※ これらの選択肢について、関係者ヒアリングや公聴会での意見を踏まえながら審議したところ、各委員から、

- ・ 諸外国の事例や年金制度に対する国民の理解を得るために、国民に参加意識・関心を持ってもらうという「ねんきん定期便」の役割を考えると(オ)又は(エ)とすべきという意見、
- ・ 国民の年金制度への理解向上という観点から、20代に対しても節目年齢に送付している「ねんきん定期便」を送付してはどうかという意見、
- ・ 年金記録問題に一定のメドが付くまでは、当面は(オ)とすべきという意見、
- ・ コスト面を考えると(イ)とすべきという意見、
- ・ 送付頻度に関し、国民にアンケートを行ってはどうかという意見、等があった。

○ 送付頻度の他、節目年齢のあり方、加入者が「ねんきん定期便」を確認するよう広報の徹底等についても、今後の検討課題として留意すべきである。

(4) 電子版「ねんきん定期便」への移行促進策

① 関係者ヒアリング、公聴会での意見及びアンケート結果

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 電子版への移行については、PRとともに、誰でも簡単に操作・利用できるシステムが望まれるが、インターネットを使えない高齢者も多く、インターネットへの完全移行はまだ難しいのではないか。(社会保険労務士)
- ・ 単なるPRでは普及は難しい。利用を促進するためには、e-TAXのような本人へのメリットが必要。(年金委員)

〈公聴会での意見〉

- ・ ネットのメリットと併せて、コストも説明した方がイメージが良い。
- ・ 紙の「ねんきん定期便」を希望しないという意思表示をした上でまた送られてくると、若い世代は煩わしさを感じて、「ねんきん定期便」のサービスをそもそも利用しないという選択肢をとってしまうのではないか。
- ・ 一定期間ログインしない場合に、紙の「ねんきん定期便」を郵送するというのは、国がインターネットの世界を通じて個人の生活にある意味国が監視する側面がある。一度紙を希望しないと意志表示したら、それ以上は踏み込んで欲しくない。

〈アンケート結果〉

- ・ 全体の53%の方が電子版「ねんきん定期便」があっても、同時に紙の「ねんきん定期便」を送ってほしいと回答している。

② 具体策

- まずは、いつでもどこでも確認できる電子版「ねんきん定期便」のメリットを国民に広く周知すべきである。
- 今後、電子版「ねんきん定期便」の普及を進めるに当たっては、紙の「ねんきん定期便」にかかる郵送料等の行政コストについて丁寧に説明し、理解を求めるべきである。(この点についての理解が進むことにより、電子版の利用促進やこれによるコストの節減が期待できると考える。)
- 「ねんきんネット」の利用者が、紙の「ねんきん定期便」の郵送は不要という選択をしている間は、その意思を尊重し、節目年齢(現在は35歳、45歳及び58歳)を除き、紙の「ねんきん定期便」は郵送しないこととすべきである。
- 年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するという「ねんきん定期便」の目的を踏まえ、紙の「ねんきん定期便」の郵送は「不要」という選択をした方に対しても、節目年齢の到達時には、紙の「ねんきん定期便」を郵送し、内容を確認してもらうようにすべきである。

- 「ねんきんネット」の利用申し込みを行う際に、紙の「ねんきん定期便」が必要かどうか必ず登録していただき、本人の意向を確認するようにしていくべきである。

- 「電子版の利用者には、郵送コスト分の保険料を減額するなどメリットを付与すべき」との意見については、事業主が徴収する厚生年金保険料について個々の従業員ごとに徴収額を変えろという事務が生じるなど実務上の困難が大きいことから、現時点で直ちに実施することは困難である。
ただし、利用者に何らかのメリットがあれば利用促進につながることから、引き続き課題として検討すべきである。

- 「電子版の利用者が（電子版のねんきん定期便の）内容を確認したかどうかについて、日本年金機構がチェックする必要があるのではないか」との意見については、個人の生活を国の機関が監視するという側面があるという難しい課題があり、慎重に対応すべきである。
ただし、電子版の利用者が、内容の確認を忘れる場合等も考えられることから、電子版の利用者全員に対し注意喚起のメールを送る等の対応を行うべきである。

3. 「ねんきんネット」について

(1) 基本的方向

- アンケート結果によれば、「自分の年金記録を知りたいときに確認できる仕組みは必要」とする方が90%であったほか、記録を確認する手段として、「ねんきんネットを利用したい」という方が61%、「ねんきんネット等の仕組みを充実させていくべき」という方が53%であった。また、関係者ヒアリングや公聴会でも、「ねんきんネット」の充実等に関する意見が多く出されたところである。このため、いつでもどこでも手軽に最新の年金記録が確認でき、紙の資料のように紛失等のおそれがないという利点のある「ねんきんネット」について、一層の充実を図っていくことが重要である。

(2) 「ねんきんネット」の利用促進策

① 関係者ヒアリング、公聴会での意見及びアンケート結果

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 事業所内の年金委員が利用方法を学び、従業員にアドバイスすることで、利用に繋がるのではないか。(年金委員)

〈公聴会での意見〉

- ・ 携帯電話は、若年者層だけでなく、今や国民ほとんどの世代の方が使っている。パソコンを持っていない方も携帯電話は持っているので、「ねんきんネット」のモバイル対応を検討すべき。又、PR活動にもモバイルを活用することが有効である。

〈アンケート結果〉

- ・ 「ねんきんネット」を知っている方は全体の7%である一方、知らない人も含めて全体の61%の方が「ねんきんネット」を使いたいと回答している。

② 具体策

- メディア等を通じて、広く「ねんきんネット」の利用を呼びかけることと併せて、個々人に直接「ねんきんネット」による記録確認を呼びかける取り組みを行うべきである。(例えば、「ねんきん定期便」に加え、受給者に対する通知にも「アクセスキー」を記載する、年金事務所の相談窓口に来訪された方に「アクセスキー」を交付する等が考えられる。)

- 民間ボランティアである年金委員の方々に協力を依頼し、事業所内での「ねんきんネット」での標準報酬月額の確認励行、退職者への年金額試算方法の紹介など、地域における草の根的な取り組みを行うべきである。

- 若年層の利用促進のため、スマートフォン等のモバイル端末からの閲覧環境を整備すべきである。

○ アンケートの実施等により、継続的に国民のニーズを把握し、そのニーズに沿って「ねんきんネット」の機能拡充を図るべきである。

○ インターネットの双方向性機能を活かし、利用者ご本人から「ねんきんネット」を通じて申出等を受け付けるような方策等も検討すべきである。

(3) インターネットを利用できない方のための方策

① 関係者ヒアリングでの意見及びアンケート結果

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 市町村、郵便局、年金事務所等の窓口で記録を交付することはよい。
(社会保険労務士)
- ・ まずは、公的な窓口である市町村や郵便局で「ねんきんネット」の記録を交付するサービスを拡大することが望ましい。(全国銀行協会)

〈アンケート結果〉

- ・ インターネット利用率及びパソコン所有状況は、ともに全体の75%~80%程度。また、全体の25%の方が、市町村や郵便局の窓口での「ねんきんネット」サービスを利用してみたいと回答している。

② 具体策

○ 自宅等でインターネットを利用できない方のために、一部の市町村や郵便局の窓口で、印刷した「ねんきんネット」の記録を紙で交付するサービスを実施している。これらを利用する方々の利便性の向上のため、今後、実施箇所を更に拡大していくべきである。

○ 本年10月から、日本年金機構のコールセンターに請求することにより、印刷した「ねんきんネット」の記録を郵送するサービスを開始している。このサービスについて、「ねんきん定期便」等を活用し、積極的に周知すべきである。

(4) 金融機関窓口での「ねんきんネット」の記録交付サービスの実施

① 関係者ヒアリング、公聴会での意見

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 社会保険労務士という立場上、年金記録が営業的に利用されることに疑問を感じる。(社会保険労務士)
- ・ まずは、公的な窓口である市町村や郵便局で「ねんきんネット」の記録を交付するサービスを拡大することが望ましい。銀行の窓口で「ねんきんネット」の記録交付サービスを取扱うには、個人情報管理、本来業務への支障

など課題が多く、慎重にならざるを得ない。(全国銀行協会)

〈公聴会での意見〉

- ・ 市町村は広域合併で住民との距離が遠のいている。金融機関であれば、本人確認もでき、また預金獲得のために前向きに取り組んでくれるのではないか。

② 具体策

- プライバシー情報の保護の問題、個人の年金情報が金融機関での営業に利用されることについて慎重な意見があること、金融機関の体制の問題など難しい課題が多く、現時点では、金融機関による記録交付サービスの実施は困難であると考える。

4. 「年金通帳」について

(1) 基本的方向

- アンケート結果によれば、「自分の年金記録を知りたいときに確認できる仕組みは必要」とする方が90%であったほか、身近で安心感のある通帳形式の「年金通帳」に一定のニーズ（支持）があること、「ねんきんネット」の充実を図るべきとの意見が多いこと、さらには、近年、複数のネット専門銀行が登場し、一般の金融機関でもインターネットを活用した預金通帳が普及していること等を踏まえ、いつでもどこでも最新の年金記録を確認できる新たな方策として、インターネットを活用した「年金通帳」を導入していくことが重要である。

(2) 「年金通帳」のあり方

① 関係者ヒアリング、公聴会での意見及びアンケート結果

〈関係者ヒアリングでの意見〉

- ・ 自身の記録確認のためには、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」の方が、利便性が高いのではないかと。(社会保険労務士)
- ・ 「ねんきん定期便」と「ねんきんネット」の併用でやっていけるのではないかと。(年金委員)
- ・ 「年金通帳」の記帳を銀行ATMで行うためには、まず銀行界で通帳の仕様の統一を図る必要があるが、それにはATMのハード部分を含め銀行毎に大規模なシステム開発が必要であり、莫大な費用がかかる。「年金通帳」の記帳に銀行のATMを使うことは現実的ではない。(全国銀行協会)

〈公聴会での意見〉

- ・ 「年金通帳」を作る意味がどれほどあるのか。コストをかけるのであれば、現行の「ねんきん定期便」等を充実した方がよい。

〈アンケート結果〉

- ・ 全体の22%の方が、預金通帳と同じような「年金通帳」を作って、その「年金通帳」に保険料の納付状況等を記帳していくという新しい仕組みをつくるべきと回答している。一方、全体の53%の方が、今の「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」を充実させていくべきと回答している。
- ・ 「年金通帳」という新しい仕組みをつくるべきと回答した方は、20代18%、30代23%、40代24%、50代21%と、世代間で大きな違いはない。

② 具体策

- いつでも手軽にパソコンで自分の年金記録が確認できるよう、ねんきんネット上に年金記録を通帳形式で表示する「e-年金通帳」（仮称）の仕組みを構築すべきである。

○ 自宅等でインターネットを利用できない方のために、市町村や郵便局の窓口での「e-年金通帳（仮称）」の印刷交付サービスや、日本年金機構のコールセンターに請求することで、いつでも「e-年金通帳（仮称）」が印刷郵送されるサービスを一層推進すべきである。

※ 「e-年金通帳」（仮称）及びその印刷交付サービスは、次のような利点があると考ええる。

- ・ いつでもどこでも誰でも手軽に確認ができること。
- ・ 紛失の恐れがないこと。
- ・ 毎月の標準報酬等より詳細な情報を追加操作で表示できるほか、表示内容を事後に変更し、よりわかりやすい表示に変更できること。
- ・ 低コストで実施できること。
- ・ 現行のねんきんネットに比べ一覧性に優れており、一目で自分の年金記録の全体状況が把握できること。

○ 「e-年金通帳」（仮称）の仕組みの構築に当たっては、できる限りコストを抑えるとともに、年金記録をわかりやすく表示するよう工夫すべきである。また、「e-年金通帳」（仮称）での年金記録（保険料納付額、年金見込額等）の具体的な表示方法は、積立方式でなく賦課方式である年金制度との関係や年金制度の信頼を高める観点などを考慮したものにすべきである。

○ 印刷した「e-年金通帳」（仮称）については、印刷した紙をファイル等に容易に綴ったり、挟めるようにするなど、保管性を十分考慮した措置を講じるべきである。

※ 関係者ヒアリング、公聴会、アンケート結果を踏まえると、国民の多くは、多額のコストがかかり、自ら記帳しに行く必要のある（預金通帳と同じような）保管型の紙の年金通帳を必ずしも求めているものではないと考える。

※ 「年金通帳」は自ら記帳する、また、「ねんきんネット」は自らアクセスすることにより、年金記録が確認できるという点で両者は同じ機能であり、「年金通帳」については「ねんきんネット」の機能の充実により実現できると考える。

「e-年金通帳」(仮称)のイメージ例

基礎年金番号 9999-999999

年金 太郎

年(年齢)	制度	住所/事業所	月数	納付金額	年金見込額	備考
昭和52年(20歳)	国年	〇〇区	12	—	—	
↓				—	—	
↓				—	—	
昭和55年(23歳)	厚年	〇〇不動産	12	—	—	
↓				—	—	
平成3年(34歳)	厚年	〇〇不動			—	
↓					—	
平成25年(56歳)	国年	〇〇区	12	106,400	—	
平成26年(57歳)	厚年	〇〇商事	12	311,394	—	
平成27年(58歳)	厚年	〇〇商事	12	337,794	1,380,000	

年の途中に転職等があった場合は2行以上になる

納付金額、年金見込額は、定期便のデータを活用し、納付金額は、実施年度以降のものを、年金見込額は、最新のものを表示

「年」は、誕生月の前々月以前1年間の記録となり、個々人で期間が変わる。
 (例) 4月生まれ→前年3月～2月
 8月生まれ→前年5月～6月

クリックすることにより、ねんきんネットの各月の標準報酬等詳細な情報が表示される

おわりに

- 本検討会では、国民自身がいつでも手軽に年金記録の確認ができる効率的な記録確認の仕組み等について検討し、この報告書をまとめた。
今後、厚生労働省及び日本年金機構において、この報告書に沿って具体案が検討され、より手軽で効率的な記録確認の仕組みが早期に実現することを期待する。また、本報告書には記していないものの、これまでの検討会で出された多くの意見等にもできる限り留意していくことを求めたい。
- また、「ねんきんネット」と電子版「ねんきん定期便」が普及していくことにより、コスト削減が図られるとともに、国民が求める年金記録の情報をいつでも手軽に入手できるようになることから、あらためて、その普及に一層努力していくことを求めたい。
- これにより、年金記録問題の再発防止や加入者サービスの向上が図られるとともに、国民が年金記録を確認することを通じて、年金制度への理解が進み、信頼が一層向上するものとする。
- なお、今後引き続き検討すべきとした事項については、「社会保障・税番号大綱」（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部）で示された「マイ・ポータル」の仕組みとの整合性を取りながら検討を進める必要がある。
- 最後に、この報告書の作成にあたり、ご協力いただいた関係者の方々、公聴会やアンケート等で貴重なご意見をいただいた国民の方々に御礼申し上げたい。

ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会 参集者名簿

- 座長 おおやま 大山 ながあき 永昭 (東京工業大学 教授)
- きくち 菊池 よしみ 馨実 (早稲田大学 法学学術院 教授)
- せいけ 清家 たけひこ 武彦 (社団法人日本経済団体連合会 経済政策本部 主幹)
- たけづめ 竹詰 ひとし 仁 (日本労働組合総連合会 総合国際局 国際局 局長)
- なかしま 中嶋 くにお 邦夫 (株式会社ニッセイ基礎研究所 年金総合リサーチセンター 主任研究員)
- にしばた 西端 けいこ 恵子 (主婦・日本年金機構より年金事務所お客様サービスモニターに委嘱)
- やの 矢野 たかゆき 高行 (株式会社電通 パブリック・アカウント局 局次長兼営業部長)

(五十音順、敬称略)

ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

年金記録問題の再発防止及び加入者サービスの向上に向け、国民自身がいつでも手軽に年金記録の確認ができる効率的な記録確認のあり方を検討するため、「ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会」を厚生労働省と日本年金機構の共催で開催する。

2. 構成員

- (1) 本検討会は、厚生労働大臣が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、別紙に掲げるものとする。
- (3) 本検討会の参集者のうち1名を座長として、厚生労働大臣が指名する。

3. 検討課題

次の観点から、手軽で効率的な記録確認のあり方について検討する。

- ・ 確認できるようにする年金記録情報
- ・ 年金記録の確認方法
- ・ 現行サービスの課題と改善方策
- ・ 年金通帳のあり方

4. 運営方法

- (1) 本検討会は、公開とする。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省年金局事業企画課及び日本年金機構記録問題対策部が協力して処理する。
- (3) この要綱に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項については、検討会において定める。